

# 一般社団法人苦小牧青年会議所 2026年度 諸会議運営原則

専務理事 阿部 壮一郎

## 1. 常任理事者会議（通称 常任理事会）

常任理事者会議は、理事長がその職務を遂行するにあたり、施策ならびに運営について意見交換をして方向性を示唆することや大局的な方針を決定するため、理事会に先立って苦小牧青年会議所の運営を包括する会議である。

- ①. 常任理事者会議の総括責任者は理事長とする。
- ②. 常任理事者会議の構成は理事長、副理事長、議長、専務理事、常任理事とする。また、招集は理事長があたる。
- ③. 常任理事者会議の議長は専務理事、または理事長が指名した者がこれにあたる。
- ④. 会議の議案上程権限者は理事長、専務理事、常任理事、副議長、委員長とし、人員に欠員が出た場合には、副理事長、議長がこれにあたる。
- ⑤. 常任理事者会議の定足数は構成者の5分の3以上とする。
- ⑥. 当会議は議決権を有しない。ただし、理事会より付託された事項はこの限りではない。

## 2. 理事者会議（通称 理事会）

理事者会議は苦小牧青年会議所定款32条～38条に定める重要な執行機関である。

- ①. 理事者会議の総括責任者は専務理事とする。
- ②. 理事者会議の構成は監事、直前理事長、理事長、副理事長、議長、専務理事、常任理事、副議長、委員長、出向理事、理事とする。
- ③. 理事者会議の議長は理事長、または理事長が指名した者がこれにあたる。
- ④. 理事者会議の表決権は監事、直前理事長を除く各理事1票とする。
- ⑤. 理事者会議の定足数は定款37条に基づき、表決権者の5分の3以上とする。
- ⑥. 理事者会議の議事は出席表決権者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- ⑦. 理事者会議の運営及び議事録の作成は総務渉外委員会が行う。
- ⑧. 会議の議案上程権限者は理事長、専務理事、委員長、議長、副議長とし、人員に欠員が出た場合には、副理事長、常任理事、がこれにあたる。
- ⑨. 理事者会議に委員長が欠席する場合は、必ず所属長を通じ専務理事の許可を得て、代役として副委員長又は幹事、スタッフを出席させる。
- ⑩. オブザーバーは事前に専務理事の許可によって出席することができる。
- ⑪. 理事者会議の出欠報告については、事前に必ず専務理事に報告する。

### 3. 総会

総会は苫小牧青年会議所定款23条～31条に定める最高決定機関である。

- ①. 総会の総括責任者は専務理事とする。
- ②. 総会の構成は苫小牧青年会議所全会員とする。
- ③. 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。
- ④. 総会の表決権は正会員各1票とする。
- ⑤. 総会の定足数は定款29条に基づき、表決権者の5分の3以上とする。
- ⑥. 総会の運営及び議事録の作成は総務渉外委員会が行う。
- ⑦. 総会の開催は原則として通常総会として年3回とする。また、定款25条に基づき臨時総会を開催することができる。

### 4. 委員会、会議体

- ①. 本青年会議所に委員会、会議体を設け開催する。
- ②. 理事長、副理事長、議長、専務理事は委員会、会議体に出席することができる。
- ③. 委員会、会議体は当該年度の理事会において承認された職務分掌、各運営方針に基づき活動する。

### 5. 事務局について

- ①. 理事長が任命し、専務理事のもとに事務局職員1名を置く。
- ②. 当該年度の資料を保管、管理する。
- ③. 内外的な事務に関わる対応と事務処理及び経理事務について全般的に行う。

### 6. 諸会議資料について

- ①. 会議資料は議案上程マニュアルにあるとおり所定のフォーマットを用いるが、他資料については、原則右記に示すものを使用する。(PDF・html等)
- ②. 諸会議に提出する資料は議案上程マニュアルに従い作成し、定められた期日までに提出する。
- ③. 原則として期日までに資料提出できない場合は議案を取り下げる事もある。なお、紙面による議案書類提出は一切受け付けない。しかし補足資料についてはその限りではない。
- ④. 諸会議の会議資料は運営室担当常任理事が取りまとめ作成し、専務理事の承諾を得たうえでアジェンダシステムデータにて諸会議出席者に配布をする。なお、総務渉外委員会は保管用としてホームページ上に会議資料をアップロードすることとする。

※その他上記各項に該当しないものについては定款、及び規則集に順ずる他、理事者会議において報告する。

### 附則

本会則は、令和8年1月1日から施行する。